

●仮称・小田原市こども計画

●小田原市子ども若者の未来を支える方針

【既存の各計画と一体のものとして作成】

- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する市町村計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画

・子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画

■基本理念←【市総合計画】まちづくりの目標

・子ども・若者が夢や希望を持って自分らしく生きられるまち⇒【別紙参照】

■基本目標←【大綱】はじめに(こどもまんなか社会)

- (1)全てのこども・若者が、安心して社会と関わり、自分らしさを表現でき、自己肯定感をもって生きられる環境づくり
- (2)全てのこども・若者の権利を尊重・擁護し、意見表明や社会参加の機会を保障できる社会づくり
- (3)こども・若者の成長や子育てを、地域を構成する様々な主体が連携し、協働して支えるための仕組みづくり

↑未来方針の3基本方針を1つに集約つまり目標とする社会をこども計画の基本目標の1つとして整理する。

- (3) 子ども・若者の心の安定が守られ、安心して社会と関わり合える環境づくり
- (4) 子ども・若者の未来を切り拓く力を育むための支援
- (5) 子ども・若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

→未来方針の3基本方針、9実施方針
こども計画の事業体系の中に組み込む

■基本施策←【大綱】こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた施策

- ・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・様々な遊びや体験活動の推進と多様な人々との交流促進
- ・こども・若者が活躍できる機会づくり
- ・地域でこども・若者を支える担い手の育成
- ・こどもや若者への切れ目のない支援の実施
- ・誰もが気軽に相談することができる相談支援体制
- ・こどもの貧困対策、児童虐待等、障がい児・医療的ケア児等への支援、ヤングケアラーへの支援、自殺対策等への支援 など

2 ライフステージ別の施策

- こどもの誕生前から乳幼児まで
 - ・妊娠前から、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
 - ・ほか
- 学童期・思春期
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・ほか

● 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 など

➢ 青年期

- ・社会的・経済的な自立に向けての支援
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

● 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 など

3 子育て当事者への支援に関する施策

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

■目標とする社会

・子ども若者が自分らしさを表現できるまち小田原

■基本方針

I 子ども若者の心の安定が守られ、安心して社会と関わり合える環境づくり

■実施方針

- (1) 子ども若者が安心して過ごせるための支援
- (2) 地域で子ども若者を支える担い手の育成
- (3) 子ども若者に関する相談・支援体制の充実
- (4) 子ども若者が多様な社会に適応できる環境づくり

II 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援

■実施方針

- (5) 子ども若者が自分らしく生きるための目標を設定し、責任ある行動をするための支援
- (6) 子ども若者の豊かな人間性と社会性を育む活動の推進
- (7) 子ども若者の社会的・経済的な自立に向けての支援

III 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

■実施方針

- (8) 子ども若者と多様な人々との交流促進
- (9) 自己表現できる場の創出

「子ども・若者計画」の詳細事業としてイメージ

← III 子ども若者が社会の多様性と出会うきっかけづくり

- (8) 子ども若者と多様な人々との交流促進
- (9) 自己表現できる場の創出

← II 子ども若者の未来を切り拓く力を育むための支援

- (5) 子ども若者が自分らしく生きるための目標を設定し、責任ある行動をするための支援
- (6) 子ども若者の豊かな人間性と社会性を育む活動の推進
- (7) 子ども若者の社会的・経済的な自立に向けての支援

← I 子ども若者の心の安定が守られ、安心して社会と関わり合える環境づくり

- (1) 子ども若者が安心して過ごせるための支援
- (2) 地域で子ども若者を支える担い手の育成
- (3) 子ども若者に関する相談・支援体制の充実
- (4) 子ども若者が多様な社会に適応できる環境づくり